

平成29年度公益目的支出計画実施報告書に関する監査報告

一般社団法人沖縄県労働基準協会

会長 古波津 昇 殿

私たち監事は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの平成29年度事業年度における公益目的支出計画実施報告書について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第127条第2項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第124条第1項及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則第43条の規定に基づき、本報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決算書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査し、当該事業年度に係る公益目的支出計画実施報告書について精査しました。

2 監査意見

ア 公益目的支出及び実施事業収入について、事業別区分経理を行ったうえで各事業に関連する費用及び収入が適正な基準で配賦されているとともに、公益目的事業計画に基づいた内容で事業が執行されていると認められます。

イ 公益目的支出計画が計画どおり実施されていることによって、適切な公益目的収支差額となっており、公益目的財産額が見込みどおりに減少していると判断します。

ウ 行政庁へ提出すべき公益目的支出計画実施報告書に関する書類が備わっていることを確認しました。

以上、当法人の公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い、公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

平成30年5月9日

監事

豊田 友高 

監事

伊藤 和夫 